議案名	富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい て
制定趣旨	課税限度額を地方税法施行令で規定されている額と同額とするため及び埼玉県国民健康保険運営方針を踏まえ保険税率の改定をするため、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。
制定内容	①国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を、地方税法施行令で規定されている額と同額に改定するものです(第2条第3項、第19条第1項)。 ②国民健康保険税の税率を改定するものです(第3条第1項、第4条、第5条、第6条、第7条、第7条の2、第19条第1項及び第2項)。 ③②の実施に当たって、特定の世帯における国民健康保険税の税率の改定についての特例を設けるものです(附則第14項)。
施行日	令和7年4月1日

新

旧

(課税額)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

### 4 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第5条及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.49を乗じて算定する。

### 2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の国民健康保険の被保険者均等割額は、国民健康保険の 被保険者1人について34,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

(課税額)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。

### 4 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第5条及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.95を乗じて算定する。

# 2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の国民健康保険の被保険者均等割額は、国民健康保険の 被保険者1人について28,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第5条 第2条第3項の所得割額は、国民健康保険の被保険者に係る基礎控除 後の総所得金額等に<u>100分の2.4</u>2を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額)

第6条 第2条第3項の国民健康保険の被保険者均等割額は、国民健康保険の 被保険者1人について11,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額)

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除 後の総所得金額等に100分の1.94を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1 人について14,900円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号 アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場 合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該 各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超え る場合には、24万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各 号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える 場合には、17万円)の合算額とする。
  - (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の 合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の 被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定に

第5条 第2条第3項の所得割額は、国民健康保険の被保険者に係る基礎控除 後の総所得金額等に100分の2.1 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額)

第6条 第2条第3項の国民健康保険の被保険者均等割額は、国民健康保険の 被保険者1人について9,000円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額)

第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除 後の総所得金額等に100分の1.6 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1 人について12,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号 アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場 合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該 各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超え る場合には、22万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各 号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える 場合には、17万円)の合算額とする。
  - (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の 合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の 被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定に

より国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪 失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同 じ。) のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規 定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第 1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の 控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超 える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金 等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総 所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得 について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える 者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1 10万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の 数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以 上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数 に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税 義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民 健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人に ついて24,010円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者 均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について8,050円
- ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

より国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪 失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同 じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規 定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第 1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の 控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超 える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金 等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総 所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得 について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える 者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1 10万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の 数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以 上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数 に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税 義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民 健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人に ついて19,810円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者 均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について6,300円
- ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

## 1人について10, 430円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民 健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人に ついて17,150円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者 均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について5,750円
- ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について7,450円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民

## 1人について8,820円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民 健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人に ついて14,150円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者 均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について4,500円
- ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について6,300円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民

健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について6,860円

- イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者 均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について2,300円
- ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,980円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者(以下この項において「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
  - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,145円
  - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,575円
  - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,720円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 17,150円
  - (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につい

健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,660円

- イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者 均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を 除く。)1人について1,800円
- ウ 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,520円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初 の3月31日以前である国民健康保険の被保険者(以下この項において「未 就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保 険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保 険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、 その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額か ら、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して 得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
  - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,245円
  - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,075円
  - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,320円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,150円
  - (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につい

## て次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,725円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,875円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,750円

### 3 (略)

附則

(子育て世帯に係る令和7年度分の国民健康保険税の減免の特例)

14 令和7年度分の国民健康保険税に限り、第23条第1項の規定の適用については、同項第1号中「又はこれに準ずる者」とあるのは「若しくはこれに準ずる者又は賦課期日(第11条第3項から第8項までの規定により、賦課期日とみなされる日を含む。)において、第19条第1項第1号の法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額(第19条の2又は附則第2項から附則第13項までの規定の適用があるものについては、これらの規定をそれぞれ適用した後の額とする。)が500万円を超えない世帯(令和7年度中において、6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(世帯主及びその配偶者を除く。)が属するものに限る。)の納税義務者」とする。

### て次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,350円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,250円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,500円
- 3 (略)

附則